

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 7 月 13 日（水）午前 10 時 00 分～午後 0 時 18 分

休 憩 午前 11 時 12 分～午前 11 時 21 分

会 場 高浜市議事堂

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 敏和、（副議長）浅岡 保夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主事、
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、上下水道 G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 報告及び連絡事項

(1) 高浜小学校等整備事業について

①「入札説明書」及び「要求水準書」について

②「落札者決定基準」について

③「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」について

2 協議事項

3 審査事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。本日の案件は、お手元に配布されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 高浜小学校等整備事業について

① 「入札説明書」及び「要求水準書」について

委員長 当局より説明をお願いします。

説（総務部） それでは、御説明をさせていただきます前に、初めに、資料の御確認をお願いしたいと思います。資料1が「入札説明書」、資料2が「要求水準書」と別紙の資料集、資料3が「落札者決定基準」、資料4が「基本協定書(案)」、資料5が「仮契約書(案)」と2枚目以降をご覧くださいますと、「事業契約約款(案)」とございますが、この2つで構成をされます「事業契約書(案)」となります。説明につきましては、資料数が多いために、お手元の次第のとおり、初めに資料1と資料2について、次に「落札者決定基準」について、最後に「基本協定書(案)」及び「事業契約書(案)」について、分けて御説明をさせていただきます。

それでは、資料1、「入札説明書」をお願いいたします。この資料は、その大半は、3月17日の本特別委員会で御説明をさせていただきました「実施方針」の内容と重複をいたしておりますので、以下、主な事項のみ御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。「第4 事業者募集等のスケジュール」でございます。本日7月13日付けで入札公告、入札説明書等の公表を行い、10月28日まで事業者募集を行い、12月下旬を目途に落札者の決定。平成29年1月下旬を目途に基本協定の締結、2月の中旬までに仮契約の締結、平成29年3月定例会での御議決をお願いいたしたく、準備を進めてまいりたいと考えております。

14ページをお願いいたします。「4 入札予定価格」につきましては、本日の午後公表予定のため黒塗りとなっておりますが、52億400万円で公表する予

定でございます。15 ページをお願いいたします。「第6 入札書類の審査」につきましては、後ほど、資料3「落札者決定基準」において、御説明をさせていただきます。17 ページをお願いいたします。「4 資金計画・事業収支計画」については、②では、一期工事、二期工事、三期工事分に係る一時支払金は、国庫補助金、地方債及び一般財源をもって充てる予定であり、表中の金額を、提案時の一時支払金として想定して、提案を求めることとしています。「5 本市の費用負担」については、「①光熱水費」、「②電話料金等」の費用は、予定価格に含まれない費用としています。入札説明書につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、資料2「要求水準書」をお願いいたします。この要求水準書は、発注者の意図を明確に事業者に伝達し、併せて民間の創意工夫を最大限に誘発するための文書の一つでございます。なお、説明書の途中で、別冊の「別紙資料集」をご覧ください場合がありますので、併せてお願いいたします。

11 ページをお願いします。「第2章 設計業務」の「(1) 全体配置」については、敷地全体のバランス及びセキュリティ対策を考慮に入れることや、隣接する名鉄三河線からの離隔距離を極力確保することや、整備期間中、既存校舎での教育活動を行う予定であることを記載しています。iii) では、小学校校舎は、既存小学校校舎南側に配置し、その南側にグラウンドを配置することや、v) では、小学校の建てかえに合わせた複合化を通じ、施設の維持管理・運営段階を視野に入れた施設配置とすることとしています。

12 ページをお願いします。「(2) ゾーニング・諸室配置」については、「(1) 小学校」では、必要諸室は、学校の単独利用となる「学校教育ゾーン」と地域利用者との共有利用が可能な「学校・地域共有ゾーン」に分けて配置検討を行うこととし、13 ページをお願いします。「②学校・地域共有ゾーン」については、iii) では、「学校・地域共有ゾーン」と「その他のゾーン」との間には、シャッターやスチールドア等を適切に設置することとしています。

14 ページの「(3) 必要諸室・什器・備品等」をお願いします。「①必要諸室」については、「資料7 必要諸室リスト」のとおりとし、面積については最低基準とし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫に

よる提案を期待することとしています。なお、「資料7」につきましては、別冊の「別紙資料集」をお願いします。3ページ・4ページをご覧ください。諸室の面積、部屋数、1階への設置の要否、地域開放の要否、空調の要否等の基準が示してありますので、後ほど、御確認いただければと思います。

再び、要求水準書にお戻りをいただきまして、15ページの1行目をお願いします。「②什器・備品等」については、「資料8 什器・備品等リスト」及び「資料9 建設業務に含む什器・備品等リスト」に基づき、調達・配置することとしています。なお、「資料8」及び「資料9」については、別冊の「別紙資料集」の5ページから13ページにその明細がございますので、後ほど、御確認をいただければと思います。再び、要求水準書の15ページにお戻りをいただきまして、「(4) 仕上計画」については、「また」以下の段落をご覧くださいますと、使用材料は、ホルムアルデヒド等の化学物質の削減に努めること等としています。16ページの7行目になりますが、iv) では、窓まわりは、線路沿いという環境に配慮し、二重サッシ等、防音性能の高い仕様とすることとしています。17ページの「2 周辺環境・地球環境への配慮」については、「(1) 地域性・景観性」では、校舎棟等に三州瓦を使用するとともに、地域の地場製品の採用を積極的に図ることとしています。「(2) 環境保全・環境負荷低減」では、「具体的には」以下の段落をご覧くださいますと、太陽光発電システムを導入するとともに、停電等発生時においても稼動可能となるよう、原則、自立運転機能などの防災機能を付加することとしています。

20ページをお願いいたします。「⑤受変電設備・自家発電設備」については、iv) では、非常用自家発電設備は72時間対応とし、災害時にメインアリーナ等の電源確保及び照明設備の点灯が可能なよう計画することとしています。21ページの11行目のiii) では、既存の防災資機材倉庫及び避難所仮設トイレ用汚水枥、マンホールトイレに加え、防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽、これは埋設型100tでございますが、これを設け、地域の防災拠点として計画することとしています。24ページをお願いします。「6 防災安全計画の考え方」については、「(1) 災害時等の施設安全性の確保」では、「特に」以下の段落をご覧くださいますと、メインアリーナ及びサブアリーナ等は、災害発生時の避難所である

ことから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の対策を施すこととしています。

30 ページをお願いします。「⑩給食関連施設」のうち、「ア 給食室」については、i) では、「学校給食衛生管理基準」に基づき整備するほか、31 ページの1行目、iv) では、アレルギー対応食調理室の基準を定めるほか、下から3行目の xv) では、調理室に窓を設けるなど、食育に資する施設とすることが望ましいとしています。

32 ページをお願いします。「⑪共用部」の「イ トイレ」については、i) では、各学年に1ヶ所ずつ設けることとし、iv) では、洋式トイレを基本とし、v) では、特別支援教室近辺に、オストメイト対応の多目的トイレを設けることとしています。

33 ページの「(2) 屋内運動場」については、「①共通」の i) では、天井及び壁面に吸音材を設けるなど、音楽会等を行うホールとしての利用に対応可能な計画とすることとしています。34 ページの1行目、iv) では、パイプ椅子700脚の収納スペースをステージ下に設けるとともに、電動式のロールバックチェア約300席分を設置することとしています。なお、席数として用いるパイプ椅子は約400脚、ロールバックチェア約300席と合せて、約700席を想定しています。viii) では、オストメイト対応の多目的トイレを1ヶ所設けることとしています。そのほか、オストメイト対応の多目的トイレについては、地域交流施設にも1ヶ所設けることとしています。35 ページの「③音楽会・講演会等のホール関連」については、i) では照明の基準を、ii) では音響の基準を、iii) では舞台装置の基準を、iv) ではコンサートの基準を、v) ではステージの基準を定めています。

36 ページの「(3) 屋外運動場」については、i) では、1周170メートル以上のトラックと、100メートル直走路が可能な面積を確保し、かつ、少年野球、ソフトボール、サッカーができる十分な広さを確保することとしています。

37 ページから40 ページまでは、児童センターについての要求水準で、一例を申し上げますと、39 ページの「⑥児童クラブ室」では、面積は90㎡以上、児童クラブ員専用スペースとし、定員は50人を想定し、必要な壁面ロッカーを

設けるとともに、じゅうたん張りとする事としてしています。

40 ページをお願いします。「地域交流施設」の、「(1) サブアリーナ」の、「②アリーナ」については、i) において、アリーナの規模は、面積 670 m²以上、フットサルコート1面が確保できるよう計画することとしています。41 ページの「(2) 公民館」については、「①共通」として、i) では、1階を原則とし、ii) では、各諸室は小学校校舎内への配置を原則とし、42 ページの「②集会室」では、i) では、中会議室及び小会議室を設置し、iii) では、中会議室は、投票所としての利用を想定することとしています。「③和室」については、ii) では、茶道教室等の実施を想定することとしています。

47 ページをお願いします。「第3節 設計業務遂行に係る要求内容」の「1. 業務の対象範囲」では、設計業務は、事業者の責任において、基本設計及び実施設計を行うこととしています。50 ページをお願いします。1行目、「6. 設計業務に係る留意事項」では、市は、設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができることとしています。53 ページをお願いします。「4. 建設期間中業務」の「(1) 建設工事」については、iii) では、市は工程会議への立ち会いのほか、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができることとしています。54 ページの「(5) 施設利用者等への安全対策業務」については、利用者等の安全を確保するために十分な対策を講じることとし、具体的には交通誘導警備員を配置するなど、i) からiv) までの対策を講じることとしています。

58 ページをお願いします。「第4章 維持管理業務」の「1. 業務の対象範囲」については、i) 建築物保守管理業務からvii) その他必要な業務までを行うこととし、その詳細については、「資料 14 主な維持管理業務項目詳細一覧」を参照することとしています。関連上、別冊の「別紙資料集」の末尾 18 ページをお願いいたします。「資料 14 主な維持管理業務項目」については、「1 建築物保守管理業務」から「6 修繕業務」まで、対象範囲及び点検回数等が記載してありますので、後ほど、御確認いただければと思います。

要求水準書にお戻りをいただきまして、最後に 65 ページをお願いいたします。「第7節 修繕業務」の、ただし書き以下では、ここでいう修繕とは、「経

常修繕」及び「計画修繕」をいい、「大規模修繕」を含まないものとし、i)では、事業者は平成46年3月末日の事業期間終了後の大規模修繕を見据えた長期修繕（保全）計画を作成し、市に提出することとしています。ii)では、具体的な修繕方法については、事業者が提案し、市が承諾するものとしています。66ページのiv)では、平成46年3月末日までの事業期間全体に必要な修繕費として、予定価格の範囲内で、毎年450万円掛ける15年間、6,750万円を計上しています。なお、「大規模修繕」の定義につきましては、4ページにお戻りをお願いいたします。「(3)維持管理業務」の、⑦の下の※印をご覧くださいますと、大規模修繕とは、「建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」としております。説明は、以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(8) 2、3確認させてほしいんですけども、まず最初に大雑把なところで、もともとこれ、公共施設というのは、高浜市の資金が枯渇するという話が出発点だという認識なんですよね。で、今回、高浜小学校、公民館の機能、IT工房くりっくさん、いろいろ機能が集約されていくわけですけども、その場合に、逆に、単純に言うと今回、52億500万円のコストに対して、本当に以前、資料で示していただいた、今あるものを全てつくっていったときに対して、どれだけのメリットがあるという形で進んでいるのか見えにくいものですから、その辺のところ、今日じゃなくてもいいですけども、その辺、もともとの出発点がそこなんで、その辺のところを示していただきたいんですけども。

答(総務部) まず、複合化の考え方でございますけれども、1施設1機能の考え方から、一つの施設で複数の使い方ができるのであれば、それは施設の総量を圧縮することができる。例えば二つの施設がございまして、その二つの施設にかかります土地の取得から、建物の建設から、維持管理から、さらに建物を解体するまでのライフサイクルコストを比較しますと、二つの施設が一つになれば、ライフサイクルコストがほぼ丸々浮くということになります。

今回、この中央公民館機能を、この高浜小学校の体育館に移設をするということですので、考え方としては一つ分の施設のライフサイクルコストが浮いて

くるということで、そういったことに複合化のメリットを私どもは捉えております。それで、具体的な費用の削減効果ということでございますけれども、これは今後、設計が出てまいりますと、全体として、建設費としてどれぐらいになるということが明らかになってまいりますので、先ほど委員からは、今、この場ではなくてもよいということで御意見いただいておりますけれども、そういったことの効果につきましても、設計がすんだ段階など、時期をみてお示しをしていきたいと考えております。

問（８） よろしく申し上げます。あと若干、細かいところになりますけれども。これ、小学校の建てかえにあたって全教室、空調が入るようになっていましてけれども、逆に言うと市内の小学校、中学校、まだ入っていない状況になっています。今後、同じ高浜市に住んで学校に通うという場面で考えると、高浜小学校だけ入っているというのは、少し異常かなという気がしますんで、この辺の整備計画のところ、何かお考えがあれば御説明いただきたいんですけれども。

答（教育長） 高浜小学校の全室に空調が入っているのは、校舎の取り壊しもあって騒音ですとか、あるいは粉塵、また、三河線が近いということもあって、その工事期間中もあってということで、取りあえずは空調は入っておりますが、同時に扇風機も設置します。それは、私は、子供たちにとって空調が入るということは快適な環境かもしれませんが、その快適な環境が、はたして子供たちにとっていい環境かというのは、ちょっと疑問を持っております。

従いまして、今、全小中学校で扇風機は稼働しておりますので、扇風機で夏場を乗り切る。そういった基本姿勢は、今後も変わりません。高浜小学校の場合は、今後のことも見据えて、だんだん温暖化も進みますので、そういったことも含めて全室空調、あるいは三河線が近い、取り壊しのときの騒音と、そういったことも含めて入っておるとということで、あくまで、例外的に入れてあるとお考えいただければと思います。以上です。

問（８） ということは、整備する計画はないという理解でよろしいですか。

答（教育長） 今のところは考えておりませんが、これからますます温暖化が進むということもありますし、他市との関係もありますので、そういうことも

含めると、大規模改修がこれから続々と10年ぐらいかけて計画されておりますので、そのときに、そのときの財政状況等を考えて検討していきたいと思っております。

問（8） 若干、今の御説明で、その場で検討されるということで、理解させていただきます。それともう一つ、別紙のところを高浜小学校、サーバー室を設けるとなっているんですけども、プールを集約しておいてサーバー室がなんで、個別でいるのかというのは、ちょっと理解に苦しむんですけども、どういう理由でサーバー室が残っているのですか。

答（学校経営） サーバー室という表記になっておりますが、現在、学校の関係のシステムのサーバーがいきいき広場に入っております。その大体、1mから1m50cm四方のサーバーと聞いておりますが、そちらを新しくできる高浜小学校に集約させていただくということで、あくまで室となっておりますが、職員室の1スペースを活用させていただくことを想定しております。以上です。

問（8） だいぶ、理解に苦しむんですけども、今、クラウドで集約する方向で動いているんですよね。理由は維持管理コスト。これ、分散して管理すると、それぞれで空調機も回さないといけないし、問題が起こったときのトラブル、それぞれの場所で対応しないといけないんですけども、どうしてこう、高浜小学校に全ての学校の機能を集約するということですか。

答（学校経営） 現在、教員向けの学校管理システムというものがあるんですが、そちらのシステムがいきいき広場に入っているんですが、いきいき広場もいろんなシステムが入って、手狭になっているという状況もございまして、学校に関するものは、新しくできる学校で集約させていただきたいと考えております。

問（8） 学校で集約するというのは、高浜小学校の分だけですよね。全ての小学校の分、学校の分ですか。

答（学校経営） 先ほど申し上げたんですが、学校教員向けのシステム。学校、市内全体のシステムがいきいき広場に集約されておりますので、そちらを高浜小学校に持っていきたいと考えております。

問（８） 逆にね、今、施設を集約しながらやるという話のときに、サーバー室が小さいから、逆にそこに分散していくという発想が逆行するんじゃないかと理解するんですけども、その辺が、なんでそうなるのかなというのが、本当に理解に苦しむ。今ね、ネットワークが発達して、基本的に分散しているのを集約しようという形で、世界的にもそういう動きだと思うんですよ。そのときに、いきいき広場のマシン室が手狭だからといわれるんですけども、逆にいうと、いきいき広場のそちらを、集約機能を広げられるように持っていったほうが、基本的には考えはそっちに動くと思うんですけども、維持管理コストを考えても、空調をそれぞれのところ 24 時間、回すわけですよ。そのランニングコストを考えただけでも、基本的におかしいことをやっているなと思うんですよ。

答（学校経営） システムを、サーバーを持って行きますとエアコンの部分が必要になってくると思うんですが、あくまで 1 スペースということで、それほど広いスペースを考えておりませんので、そういうことでいろいろ検討したんですが、高浜小学校に持って行くほうがいいんじゃないかという結論になっております。以上です。

問（15） 11 ページの仮設校舎の件ですけども、これは前にもちょっと質問したんですけども、やっぱり騒音とか振動が、これは心配であると。そういったことで恐らく仮設校舎のことがあると思うんですけども、ちょっとこの辺のことを詳しくお願いします。

答（行政） ただいま、仮設校舎の件を御質問いただきましたけれども、この事業の中には基本的な考え方としては、仮設校舎は設置をしないという考え方の中で進めてはありました。それは何かといいますと、その南側のグラウンド等を活用するという形になってしまいますと、その仮設校舎のスペースが入るがために、グラウンドが削られてしまうということがあります。ただ、その検討する中で、御存じかと思いますが、中校舎の前にある程度スペースがございます。そういったところのスペースを活用するのと、あと若干、高浜小学校の中にもまだ空きスペースというか、教室で空きスペースというものがございますので、そういったところを事業者さんというか、参加予定をされている事業

者さんに見ていただいて、ここでそういったものが、考えができるということであれば、そういった提案も受けさせていただくというような趣旨でございます。

問（15） これは、仮設校舎を建てるかどうか、これはあくまでも事業者の判断によるか、それともある程度は、市の希望に沿ってもらえるものなののかについて。

答（行政） 当然、今回その事業費の中で、その仮設の部分をもしも提案されるということでありましたら、それも事業費の中に含めてという形になりますので、これは民間事業者さんの中で、そういった採算性等を考える中で、提案をされるのかなと思ってはございます。こちらが、こうしてくださいというようなところまでは思ってございません。

問（15） この仮設校舎は、設置するかどうかは、あくまでも入札の段階でわかるのでしょうか、これは。

答（行政） 今回の入札の説明の中に、ある程度要求水準というか、そういったものをお示しはさせていただいております。その要求水準書を事業者さんが見られまして、先ほど申し上げたような提案ができるかどうかということ、民間事業者さん側で考えられるという形だと思っております。こちら、市からは仮設校舎を何が何でも建ててくださいというような意図では書いてございませんので、御理解いただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（13） 要求水準書 17 ページの、地域性。景観性のところでございますけれども、今回、この要求水準書のレベルに、校舎棟等に三州瓦を用いるとともに、うたっていたことは、これはもう非常に評価をさせていただきますし、ありがたいと思っておりますけれども、このあとに、「なお、三州瓦の使用にあたっては、本市と協議すること」とうたわれております。この場合における高浜市の立場というものを、どのように捉えた言葉なのか、少し御説明いただきたいと思っております。

答（総務部） 地場産品である三州瓦の使用につきまして、できる限り市としても使ってほしいと思っております。そういったことから、こういう使い方がありま

すよというような、提案に対して参考となるような資料は、お出ししたいと思っております。そうしたときに、市としても使用例だとかをお示しするわけですが、中立的立場として、市が全ての参加意向表明者に対して、平等に同じような情報提供ができるようにと、そういった客観的な立場としての、市との協議ということで規定させていただいております。

問（13） もちろん、その中立的立場というものをしっかりと保ちつつだと思っておりますけれども、やはり、こういう三州瓦というものを、例えば純和風の一般建築、一般住宅で使うという場面ではないわけですね。現状ある建物をそのまま建て直すものでもない。複合化という新たな精神を注入していく建物である。そして、また、小学校というのはこれ50年、管理計画でいうと70年を見据えて使っていくという、高浜市にとっては非常にシンボリックな建物になるということであると思っておりますので、ぜひとも、やっぱり、業界の意向の部分も行政がしっかりと聞き上げ、吸い上げていただいて、しっかりとした形でお伝えしていただきたいなということを、言わせていただきたいと思っております。

それから、今回 PFI で、なおかつ、SPC 特定目的会社というものを作って、行っていくということになるわけですので、その中に市内業者さん等が入っていく可能性も十分に考えられると思うんですよ。そういうところになると、市内でやっぱり当然、競争が生まれ、例えば三州瓦という括りでもっての、その、例えば秘密保持であったりだとか、そういったところでも非常に心配が出てくる可能性もあるのかなという気がするものですから、反対に、ここにこうやって書いてあるということは、行政側がそこでしっかりと壁となって、そういういろいろな事業者さん、今回、手を挙げてくれるだろう事業者さんたちに対して、マイナスにもプラスにも、プラスにならないとおかしいですけれども、プラスになって、決してマイナスにならないという立場を維持できるかというところが、少し心配でありますけれども、そのところは、どのようにお考えでしょうか。

答（行政） 今、部長の答弁がありましたように、公平な立場、第三者的な立場というか、客観的な見方をさせていただいて、市は取り組みをさせていただきたいということを考えてございます。そうした中で、この本市にありまして

は、なかなかその、業者数がたくさんあるというような地域でもないというのは、若干、一方ではございます。そうした中で情報の出し方といえ、そういったところも当然ながら、お互いのグループ間同士の中で、そういった情報が漏れることはないかとか、そういったようなことは当然、その注意をする中で、一方では地元企業さんにも何とかこちらのほう貢献をしていただきたいという思いもございますので、そういったところは立場的にすごく難しいんですけども、あくまでも中立的な、公平的な競争が執り行われるような形では進めていきたいと思っております。

問（13） ぜひ、それをよろしく願います。特に選定委員の中には副市長さんも入られるということで聞いておりますので、そういったところが選定委員会とここでいう市とは別の部分であるという認識というのは当然、持たれていると思いますし、ぜひともそこは、しっかりと確保していただきたいということです。それからもう一つ、同じ部分で、地域の地場製品の採用を積極的に図ることが書かれております。どちらかということ、建築に関して、その建築部材としての三州瓦というのは目に浮かぶわけですけども、そうじゃないところでいろいろな地場製品の使われ方というのは、これは逆にいうと行政、高浜市みたいなどころはいろいろと、こうネタとして出していくことによって、いろいろとその、デザインの的にも広がりができるのかなという気がするんですけども、これはそういう意味合いも含めておるのか、あるいは三州瓦に関してだけは聞きますよという話なのか、少しこのところの違いみたいなもの、地場製品というのは、例えば何がこう想定されているのかというのを、ちょっとお教えいただきたいんですけども。

答（行政） 業界さん側からも、新しい使い方というような御提案というのは、いただいております。例えば申し上げますと、スツールというか椅子とか、これ、今回その地域広場等というところも、設けさせて要求をしております。そういったところで少し、骨休めじゃないですけども、座っていただく椅子とかいったようなものの使い方といったものも、業界さん側からも、こういった使い方もありますよというような御提案もいただいておりますので、そういったところ、参加表明をされた事業者さん方に対しては、こういう使い

方もございますよというような、紹介はしていきたいなと思っています。

委員長 ほかに。

問（6） ちょっと、基本的なところを確認をさせていただきたいんですけども、今の資料2の要求水準書のところですけども、このところで先ほどの公共施設のところ、公民館だとか、それから老人憩の家だとか、そういった施設や、それから IT 工房くりっくだとか、体育センター、そういった、この要求水準書をつくるのにあたって、いろいろなその施設を利用していた利用者の方たちがみえると思うんですけども、そういったところの意見や何かは、十分、酌まれてこの要求水準書はできていると思うんですけども、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

答（行政） 今回、要求水準書をまとめるにあたりまして、当然その施設を所管してみえる各グループ等もございます。そういったグループの方たちのほうが、こういった使い方をされているかだとか、こういった利用をされているかというようなことは、当然、熟知をされていますので、そういったところを踏まえまして、要求水準書はまとめ上げてきているというような状況でございます。

問（7） 少しお聞きしたいんですけども、8ページの想定学級数及び児童数が、学級数が22クラスのうち、特別支援学級3クラスを含む。児童数が634人と書いてあるんですけども、この仕様書が、教室の数が普通教室18に特別6と、一応24になるんですけども、そこら辺の食い違いと、それと運動場の広さなんですけれども、今、1周170m以上のトラックだとか、100mの直走路が可能な面積、それと、バックネットの移動式、野球用バックネットの移動式のものを新設するということが書いてあるんですけども、こういったことは、こういったことを予定されているのか、そういうことを少しお聞きしたいのと、今のトラックが170m以上あるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きします。

答（学校経営） まず、普通教室と特別支援教室につきましては、普通教室につきましては各学年、現在3クラスありますが、各学年に1部屋、特別活動室ということで合計6部屋、要求水準の方で記載させていただいております。この特別活動室が、クラスの増になった場合に対応していきたいということで、

設置をさせていただきたいと考えております。それで、特別支援教室につきましては、普通教室3部屋分を4区画に間仕切りできるような形で想定しております。現在、特別支援教室3クラスあるんですが、今後、増えることも想定されますので、最大4クラスまで対応できるように、現在のところ考えております。

それから、運動場についての御質問ですが、運動場170m以上と書かせていただいておりますが、現状、高浜小学校の正式なトラックが何mあるかというところまでは計測してないんですけれども、市内の小学校の運動場の平均が大体170mということを知っておりますので、それ以上になるように対応していきたいと考えております。それから移動式バックネットは、これは何のために使うのかという御質問ですが、現在、小学校でバックネットを使っている活動というものはありませんが、やはりソフトボールとか、運動場でやる場合があるので、常時、固定式のバックネットが必要ということではないんですが、学校の教員の方から移動式のバックネットがあるとありがたいという声もいただいておりますので、そういったものも盛り込ませていただいている状況でございます。以上です。

問(7) 学校の平均が170m以上ということですが、一番、要するに心配されているのが、大体の考えでいいますと、今、南側に新しい校舎を建て、要するに運動場、今の園庭というのか花壇だとかブランコや何か遊び道具のある、あそこら辺のところに校舎をというような、これは、わからんですけれども、予定されておると思うんですけれども、そうするとグラウンドが小さくなるんじゃないかというような心配もされておりますので、そういったお話を少しお聞きしたいと思っておったんですけれども、バックネットの移動式というのはどういったもんか、確かにソフトボール用だとか、そういったあれはわかるんですけれども、吉浜においても、高取においても固定式のバックネットで多分、一部はやってあると思うんですけれども、そういったものを設置し、なおかつ、ソフトボール用の例えば左右でやるような形のとときに移動式のバックネットが出てくるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたかったんですけれども、もう一度、すいません、お願いいたします。

答（学校経営） まず、グラウンドに関する件でございますが、今、柴田委員がおっしゃられたとおり、グリーンベルトと我々は呼んでいるんですが、遊具とか現在、正面玄関の前のスペース、この辺りに校舎を建てていきたいと考えております。グラウンドが小さくなるのではないかという御質問ですが、現状、純粋なグラウンド利用としましては、面積は変わらないです。それで、移動式のバックネットとはどういうものかということでございますが、柴田委員、ちょっと見られたことがないのかもしれませんが、今、港小学校では移動式のバックネットを使ってソフトボールなどの活動を行っていただいている状況でございます。そういった移動式のもので、対応していきたい。固定式のバックネットも、あれば本当にあったほうがいいと思うんですが、逆にグラウンドの利用活用状況が制約されることも想定されますので、高浜小学校におきましては、移動式のバックネットで対応していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（11） 先ほどの御説明の中で、屋内運動場、メインアリーナのパイプ椅子、400と300で700だったのか、700と400で1,100になるのか、ちょっと教えていただけませんか。

答（行政） アリーナの席分自体は、700でございます。ロールバックチェアを使った場合ですと、ロールバックチェアが300席を考えてございますので、その前にパイプ椅子を400並べていただいて、全体では700席と御理解いただければと思います。

問（11） それでは34ページ、パイプ椅子700の収納スペースと書いてありますが、これ400ではと思いますけれども、私の資料ではそうなっていますけれども、違いますか。

答（行政） これはロールバックチェアを使わない場合、例えば、小学校の行事でいきますと卒業式と入学式ですか、そういったものをお考えいただければと思うんですけれども、フラットな状態で今、使われてございます。そういったところを踏まえまして、ステージの下には700席分のパイプ椅子が収納できるものを作ってくださいと。ロールバックチェアを使わなくても、パイプ椅子自体で700席を確保するというような形で要求はさせていただいていると。

問（11） それならば理解できます。集約をするというのにどうしてなのかなと思ったので、ありがとうございます。あと、トイレ。32 ページの共用部、トイレ。iv) で擬音装置を設けることとありますが、これ多分、小学校のトイレについて、女性用トイレに擬音装置を設けることとありますが、ほかの共用部のトイレとかにはこれが書いてないので、これ、小学生に擬音装置をつけるよりも、公民館ですとか児童センターで、大人が使う部分にほしいような気がしますけれども、その辺はどう思われてこういった書き方をされているのでしょうか。

答（行政） こちらの共用部の部分のトイレの擬音装置という形でございますので、いわゆる来客者用とか、そういったところで活用させていただくというような場所かと思いますが。

問（11） 私の資料の読み方が、もしかしたらおかしいのかもしれませんが、これ大きい1. で小学校となっております、㊦共用部となっておりますので、ほかのところにもトイレというのは、いろんなどころに書いてありますので、共用と書いてあってからもトイレとか書いてあるので、そう読み取れる心配があると思って、ここであえて発言をさせていただきました。それで、これがもしかして共用部のトイレ全体を指すのならば、ちょっとこれが読み取りにくいかなというのと、あと、それで含めて、児童センター内にやっぱり、おむつ替え用のトイレが必要かなとか、細かいところでちょっと心配をしておりますが、そういったのはどう考えておられますか。

答（総務部） 資料の、要求水準書の44 ページをご覧くださいと思います。地域交流施設の公民館部分の共用部のトイレのことがv) のところに出てきますけれども、ここにはその、おむつ替え台を設けるということで、同じエリアの中にこういったものは、一つは設けているということで御理解いただければと思います。

問（11） でも、子供を2人抱えて、赤ちゃんがおむつを替えなくてはいけなくて、乳幼児を例えば、3歳未満の子を2人抱えているとするならば、やっぱり同じ児童館施設の中で、子供のおむつ替えができるほうがやっぱり優しいかなと思って、あえてここで質問させていただいております。あと、確か高浜小

学校には茶道部が、私の息子も茶道部にありまして、茶道部があったと思うんですけれども、それは、小学校は茶道具がなくて、学校のクラブのときにその茶道具を使うような形にするのでしょうか。

答（行政） 茶道の関係でいきますと、地域交流施設の中に、和室をこちらは要求しております。その中では茶道教室が実施できるようにとといったような記述をさせていただいておるところでございます。

問（11） だからその、地域交流ゾーンに、その小学校のクラブとして行く機会がある。そういったことも考えておられて、やられているのでしょうか。

答（学校経営） これも最初から御質問いただいているとおりで、1施設で1機能というわけではなくて、いろんな目的で活用できるということで、今回の高浜小学校等整備事業が進んでおりますので、今、議員がおっしゃられたとおり、小学校の児童たちが地域の交流施設を活用させていただくこともあると考えております。

意（11） そういうことができるようになると、また、そのセキュリティも多分、心配になられますね。例えば地域交流館に行かれるときは、先生が引率するとか、そういった親御さんも心配されると思いますので、その辺も十分、配慮していただきたいなと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 要求水準書からいきます。まず14ページで、ここに駐車場というのがありますが、200台分以上整備し、と載っていますが、これは今までの話の中で、プールの部分でそういうことが考えられているのかと思いますが、それと45ページにも駐車場・駐輪場というのがあるんですが、ここにも200台分以上整備し、というのが載っています。駐車場・駐輪場のところに。これ、プールの部分だけですと200台入らないんじゃないかという気がしますが、ちょっと、その点ではどうなのかということをお示しくください。

答（総務部） 1点目の200台分は、プールの部分かということですが、今回、高浜小学校のプールを廃止しますのは、1つの学校で1つのプールを維持することのライフサイクルコストを考えますと、1施設1プールではなくて、民間の活力を導入しながら、より効率的な使い方がないかということで検討し

ていることですので、その 200 台と学校のプールとは、直接は関係ございません。次に、ほかにも 200 台というものが出てくるということですが、これはこの交流施設全体の中で、200 台以上を確保してくださいという趣旨でございます。

問 (12) プールのところの部分をあてがうのではないかと聞いてはいるんですが、どこにこの 200 台以上を用意するのか、ということも聞いてはいるんですが。

答 (総務部) 今回、要求水準書では、どの部分に駐車場を設置してくださいということは申し上げておりませんので、この要求水準の中で 200 台以上の駐車スペースを確保するという事は、提案を待ちたいと思っております。

問 (12) 次に 33 ページのエレベーターの点ですが、給食配膳用を前提としてということですが、車いすも利用できる仕様とすること、ということが載っているんですが、これは車いすもということになりますと、車いすはいろんなところを動いてくるわけですので、衛生面ではどうなのかという心配がありますが、その点ではどうお考えなんでしょうか。

答 (学校経営) 今、委員がおっしゃられましたとおり、エレベーターの利用に関しましては、原則、給食の配膳用にとということで使っていきたいと考えております。ただ、車いすを使う児童もいることが考えられますので、必要最小限で車いすの児童も利用できるようにしたいと考えています。ただ、特別支援教室につきましては、1 階部分に設置するようにとということで要求水準に求めていますので、特に車いすで、頻繁にエレベーターを使うということは考えておりませんし、また、衛生面につきましても、やはり随時きちんと、給食を配膳するものですので、配慮してもらおうように学校には求めてきたいと考えております。以上です。

委員長 ほかに。

問 (12) 38・39 で、児童センター、また児童クラブ室の関係ですが、児童クラブ室は、生活できる専用スペースということはいいんですが、いろんなものを作って、作りかけで置いておく場合、時間がかかるものなんかは、持って帰らなくて、次の日に続けて作るというようなこともあるかと思うんですが、こ

こで、その児童センターで集会室は多目的室と児童クラブ室の間に隣接して設け、ということが出てきますが、児童クラブ室、子供のそういう、もちろんカバンなんかは持って帰るわけですが、そういう自分たちが作ったものを置いてある場合に、3つの部屋を一体的に利用できるよということが書いてありますが、こういうことはどのように考えてみえるんでしょう。

答（こども未来部） 児童クラブ室につきましては、1人当たりの利用面積というのが1.65㎡以上と法律で決まっておりますので、この90㎡以上というのは翼児童クラブの規模を想定しております。それで今、持って帰るのかということもありましたけれども、壁面ロッカー等も設けますので、今の水準と何ら変わるものはないので、よろしくお願いします。

問(12) 壁面ロッカーを作っていただけという話ですが、1.65の水準では、若干、狭いのではないかと気がいたします。そういう面では、子供たちも増える可能性もありますし、余裕を持って、ぜひやっていただきたい。それから先ほど言いました、子供たちが作ったものを、だから3つの部屋を一体的に利用するのはいいんですが、例えば大きなものを作った場合に壊すことがないような、そういう配慮をぜひ、お願いしたいと思います。

それから53ページですが、建設期間中業務の建設工事の中の3つ目で、工程会議に立ち会うことができるとともに、ということが書いてありますが、立ち会うことができるということは、できるし、できないし、立ち会うことを前提というか、立ち会うことをするというか、立ち会うことが当たり前にならないと不十分だと思いますので、この点はどのようにお考えなんですか。

答（行政 主幹） ここで規定しております、事業者や建設会社が行う工程会議とございます。現在、庁舎においても工程会議を毎週水曜日に行っているところですが、事業者さんが関連会社と打合せする会議では、必要に応じて出席はさせていただいております。ここには書いておりませんが、やはり事業者と役所の中での工程会議は週に1度ぐらいは工程の確認が必要だと思いますので、行っていきたいと考えております。

答（行政） 先ほど、児童クラブ室の面積が小さいんじゃないかというようなお話がございました。先ほど、部長からも答弁がありましたように、基準に基

づいた面積を今回、要求をさせていただいておるところで、今、委員のおっしゃられたように、狭いんじゃないか、もっと広いほうがいいんじゃないかということを言われ始めてしまいますと、私どもが今、取り組んでおります公共施設のこの計画の取り組みというのは、やはり、その面積を圧縮するということにも大きな目的もございます。そういったところは当然、その利用者の方にも御理解・御協力いただく中で、そういったその面積の圧縮にも努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（５） １点、確認をさせていただきたいんですけれども、入札説明書の 15 ページなんですけれども、その中の、選定委員会のメンバーについてお伺いしたいんですけれども、今回、高浜小学校等整備事業ということで 52 億 500 万円という、非常に大きい金額の事業を選定するために、このメンバーが選ばれていると思うんですけれども、私はちょっと心配というか、不安に思うのは、PFI のガイドラインとか他市の事例をちょっと、選定委員会を見たところ、やっぱり建設設計の専門家とか、金目のプロ、公認会計士とかが入っている自治体が多いんですが、その辺、今回、入っていないんで、その辺りが心配で、これが報告、連絡事項なんで、何か変えてほしいということじゃないんですけれども、もし追加をできるのであれば、ぜひ、この辺のプロを委員に追加をしてもらえたら、すごく安心できるんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

答（総務部） ただいま、委員から御質問いただきましたことについては、この次の、②の「落札者決定基準」のところでお説明申し上げて、その後、同じ今の御質問の回答をさせていただければと思います。

意（５） わかりました、よろしく願いします。

委員長 ほかに。

問（３） 基本的な部分でちょっとお伺いをさせていただきますけれども、今回、要求水準書を作るに当たりまして、一番、気を使ったというか、特に考えた部分というか、気をつけなきゃいけない部分というのはどこだと思って考えてみえるのか、ちょっとお伺いできればと思います。

答（行政） 今回の一番のポイントというのは、やはり、小学校に他の公共施

設の機能を複合化をさせるということで、地域の方の御利用が当然その中に入ってくるという中で、やはり、現場の教職員の先生方もそうなんです、やっぱり児童の安全というところを一番、気にされているというところがございませう。特にセキュリティ面では、今回の整備を進めていく中では、重視をしていきたいとは考えてございます。

意（3） 基本的に小学校ということで、いろいろ皆さん、お話も、それぞれ地域の方の声もあるかもしれませんが、基本的には小学校の施設にいろんな機能を入れさせていただくという考え方をしっかり持ってほしいということで、私も思っております。それで、セキュリティの面もそうですけれども、工事等も入ってきますし、工事が終わって建設が完成したあと、地域の方がいろいろ入っていく形にはなります。確かに書かれているように、その学校拠点のというのはすごくわかりますし、多世代間の交流だとか、市民が集まれる場であったり、避難所としての機能。これは本当に大事なのかなと考えておりますけれども、やっぱり子供たちが勉強する場でもありますので、そういった期間を経ていく中でも最低限、今の高浜小学校で勉強している子供たちの学習意欲だとかそういった部分、成長にあたっての弊害が出ないように、そこだけは気をつけていただきたいと思います。と思っております。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時20分。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

問（12） 入札説明書の5ページですが、維持管理業務のところ、7番の下に、大規模修繕は、本市が直接行うこととし、云々と書いてあるんですが、どういふことを、この18年間維持管理を契約するわけですが、一般的に18年とか20年というか、そんなに不具合は起きないのではないかという気がするんですが、どういふことをこれは想定してみえるんでしょうか。

答（行政） 基本的には18年というのは、造られてから15年間の維持管理に

なりますので、18年ではないということだけ、まずお話をさせていただきます。今回、その修繕の部分で、今、委員おっしゃられたように、新しい建物に対しまして、どういったようなその修繕が出るかといったところ、当然、大規模修繕にいくまでもない、かかるところまでいかないというようなことで、こちらは考えているんですけども、そういったところをこの事業者さん側で、ある程度の、その予防保全的な修繕計画といったものを出していただきます。そういったところは、この先ほどの説明の中でも、金額をお示しをさせていただきましたけれども、その金額の中で事業者さん側に対応していただくという考え方に立ってございます。

問（12） 15年にしろ18年にしろ、一般的に家を造っても一番修繕が必要ない時間だと思うんですね、期間でもありますし。そういう間にこういうことを予定しているというのは、地震とか何とかは別にして、一番いいと思う図面を選んで建てていただくわけですから、それでこういうことを考えているというのはちょっと納得がいかないんですが、その点ではどうですか。

答（総務部） 一般的に設備でありますとか、外壁でありますとか、15年から20年くらいで中間的な修繕が必要になってまいります。今回、維持管理期間を15年としておりますので、この15年間の間には大規模修繕が発生するような必要性は少ないであろうということで、大規模修繕は、この中から除くという趣旨ですので、内藤委員がおっしゃられたことを、この要求水準は示しております。

委員長 ほかに。

問（1） 高小は、今回、いろいろな施設が複合化されるということで、いろんな団体の方が入られると思います。そうした中で体育館、メインアリーナですが、そういったことも含めて、体育館というのはもちろん学校施設がメインで使われていくと思いますが、維持管理、運営というものをどのように考えているのか教えてください。

答（行政） 今、委員のおっしゃられた維持管理、運営という運営の部分は今回、この事業からは、業務からは外してございますので、維持管理の部分についてこの事業者さん側に、当然、そのメインアリーナ等の大きなメンテとかそ

ういった日々の点検業務だとか、そういったようなところはこの事業者さん側に担っていただくという考えでございます。実際にそのあとの使われ方、完成したあとの使われ方といったのは、また別の形で考えていくということで思っております。

意（１）　ということは、運営に関しては、今回の説明会ではなく次回ということで、わかりました。

問（７）　もう一つちょっとお聞きしたいんですけれども、防犯だか、そういった施設なんですけれども、昨今、要するにこういった防犯施設できちんと管理されるような、多分この 65 ページを見ると、機械警備設備というようなことが書いてありますけれども、そういったセキュリティ面というのか、防犯カメラ等の設置はある程度予想というのか、どのくらいを考えておられるのか、そこら辺と、あと、それを集中管理するようなことを考えておられるのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいのと、あと、先ほど 12 番の内藤委員が言われたような、1 年 450 万円掛ける 15 年というようなことで、補修設備というか費用を上げているんですけれども、別にそれを毎年、極端な言い方をすれば 450 万円使わなくても、例えば 5 年で計画を出されるとき、5 年で例えば 450 万円掛ける 5 年分で、ある程度の補修をするだとか、そういったことも可能かどうか、そこら辺のことも少しお聞きしたいと思います。

答（総務部）　二点目の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。これは限度額として、450 万円掛ける 15 年の 6,750 万円設けております。建つてすぐというのは、そんなに軽微な修繕は発生しないことが予想されますので、それは余れば使いきるんじゃないなくて、必要なものは使って、使わないものは精算するという考え方でおります。

答（行政）　一問目の部分でございますけれども、防犯関係でございますが、要求水準書の 21 ページをご覧くださいと思いますが、こちらで i) の中に、その警備システムはというところで、監視カメラを必要な箇所に設置してというようなことを、要求をさせていただいております。65 ページは実際、警備保安業務という形で、そういったものを見る中で、適切な保守管理等を行っていくというところで、委員がおっしゃられたように集中管理といったところは、

事業者側のその提案に委ねていきたいと思っております。

問（7） 今、言われたように、要するに二番目なんですけれども、450万円使わなければ毎年、要するに精算するという意味ではなくて、使わなければ要するに返すということですか。4年、事業計画を多分出されると思うんですけれども5年で例えば2,250万円、ある程度の中規模的な補修をやりますとか、そういったことは可能ではないか、例えば、10年目でこういった設備や何かの点検をした時に、このぐらい予想されるというような、そういった、例えば5年だとか10年でその半分なり、5千万円なら5千万円使うで、その時まで保留しておくのか、毎年450万円を請求というのか、実際に使った費用を出していかれるのか、そこら辺のことなんですけれども。

答（行政） これは精算という言い方というよりも、どちらかといいますと、このPFIの事業期間の中で、その割賦払いをする中で、サービス対価というものを、毎年お支払をさせていただきます。その時に、当然その費用がかかっていなければ、その部分は差し引いた形でサービス対価をお支払するというような形になろうかと思えます。

委員長 ほかに。

問（13） これ、スケジュールでこの通りに進んでいくと、受け付けの締め切り、参加表明者の受け付けの締め切りが9月30日、それから落札者の決定と公表が12月下旬ということになると思うんですけれども、その時に今回これ、モデル事業としてということでの取り組みであると思っておりますけれども、これモデル事業だからこししょうがないよねという話にはならないんですよ。学校ですし、市民の方々が多く使われる部分ですので。ですから、少なくとも落札者が決定されて公表されるときに、議会の方に、何が優れているのかということが、その市民にとっても分かりやすく御説明がいただけるようなことが一番必要かなと思うんです。

例えば、デザインがこんなに優れているとか、こういう建築法がすごくいいよとかいうことは、これはわかりやすいわけじゃないと思うんですよ。価格の問題でも、僕はないと思うんですよ。価格も結局、公示価格よりも非常に安いからというのは、これは確かに評価点は高いのかもかもしれませんが、安

かろう、悪かろうでは意味がないということだと思っんです。ですから、先ほど8番委員も、一番初めに質問されましたけれども、例えば複合化のメリットというものが、金額的にはここまでのことが見込めるんだという部分であったりだとか、それから学校を拠点としたその地域のまちづくりが、これを使って、こう具体的に想像ができるだとか、そういったことが一番必要ではないのかなという気がするんですよ。そういう形でないと、専門的なことを多分、言われても、それはこういう方法もあるんじゃないか、ああいう方法もあるんじゃないかということで、背比べみたいになってしまうのかなという気がするものですから、ぜひ、そういう観点のところをその時には出していただきたいなということをおもうんです。

そういうところが、実は庁舎の場合は、これはリース物件で、高浜市の持ち物ではない建物を造っていただく、これをどう上手に利用していくかという意味合いが、非常に強かったのかなという気がするものですから、そこまでのことはそんなにも思わなかったんですね。ですが、今回はそうではないものですから、そのように私は今言ったようなことをおもうんですけれども、そこに対して今一度、考え方をお聞かせいただけないかなということをお思います。

答（行政） 落札者の決定をする際の公表の中には、当然、その審査の過程ではないですけれども、審査員の方からどういった点が良かったと、どういったところの工夫がすごく良かったといったようなところが、その公表の中にも盛り込みをさせていただく予定ではございます。あと、実際にもう少し具体的な部分のところという公表になってしまいますと、やっぱりどうしても、ある程度集約されたような形になろうかと思っんですけれども、そういったところは、何とかお示しが出来るような形で考えさせていただきたいなとは思っでございます。

問（13） 当然、施設の、しわ寄せのくる施設の部分があるのかもしれませんが、それから今までの学校のあり方とは若干違っった見方、考え方をしなければならぬところも出てくるのかもしれませんが、そういったところも包み隠さず出していただいた中での、これだけの評価をやったところが落札したんですよという返答が出るような形で、これ要求水準書がきょう発表されるわけで

すので、これに対する質問が当然また入ってきて、そういう意味がしっかりとその業者さんたちに伝わるようにしていただかないといけないと思いますので、そこをぜひお願いしたいということと、一つ、要望ですけれども、我々は二日ぐらい前にこの資料をいただいているので、ちょこちょこ質問させていただいておるんですけれども、当然、この事業者の方々から、今から質問があつて、第1回目、第2回目の締め切りがあつて、それに対する回答を作るわけですよ。その回答に関しては、またこの委員会で当然、報告をされることだと思いますので、議会からもこの後、質疑、質問に関しては、例えば議会事務局を通して、まとめて期限をその業者さんに合わせるでも構いませんので、合わせてまた答弁をいただけるという時間がいただけるのであれば、説明を早く進めていただいた方が逆にいいのかなという気がするものですから、きょうこの場において、後にそういう形をとっていただけるんだったら、その方がいいのかなという気がするものですから、ぜひその方式をとっていただくような形で、次のまだ3冊ほど資料が残っておりますので、その説明をお願いしたいと思います。

答（総務部） 公共施設の問題につきましては、必要の都度この委員会で御報告をさせていただいております。その質問、回答ということで、この要求水準などの疑義のある部分については、これで今後、固めてまいります。その後、どのタイミングで御報告させていただくのか、これは今後、検討していく中で調整をさせていただきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 屋内運動場のことについてですが、33 ページから載っていますが、まず、学校が使う、それから市民が使うということがあるわけですが、今でも日曜日とか夜とか利用してみえると思うんですが、そういう面では利用者さんが申し込んでも利用し難い、利用できないということが出てくるのではないかなという気がいたしますが、その点ではどうなのかということ。それから、先ほど言いました200台の駐車場のことですが、もし屋内運動場、メインアリーナで大きなイベントがあつて集まるといふ時には、200台では駐車場は無理だと思うんですが、そういう点ではどのように考えてみえるのかをお願いします。

答（文化・スポーツ） まず、一点目の屋内運動場の利用についてということですが、学校開放ということであろうかと思えますけれども、平日の夜間、土日に市民の方にお使いいただいているということなんですが、これは現状につきましても、お申し込みいただいて利用調整させていただいて、お使いいただいているということですので、今後もその方針で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

答（行政） 二点目の、大きなイベント等があった時に、200 台を超える方がおみえになったらどうするかということで、これまでの議会の中でも御答弁申し上げているんですけれども、そういった場合にはグラウンド、外の屋外運動場、そちらの部分を使わせていただくという考え方でございます。

問（12） 夜間は、申込みで市民の方が利用するというお話ですが、予約をしておきますよね、そうすると大きなイベントがあるときに、大きなイベントをやろうとしたときに、利用ができないんじゃないかという心配があるんですが、その点ではどうなんでしょうか。

答（文化・スポーツ） そういった行事等も含めて、調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

質疑なし。

委員長 ほかに質疑もないようですので、①入札説明書及び要求水準書について、質疑を終了します。

②「落札者決定基準」について

委員長 当局より説明をお願いします。

説（総務部） それでは資料3、「落札者決定基準」につきまして、御説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。「2.事業者選定の概要」、「(1)事業者選定方式」ですが、本事業を実施する事業者には、設計・施工・維持管理

を通じて、効率的・効果的・継続的なサービスの提供を求めるものであることから、入札価格に加えて、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウを総合的に評価して選定することが必要になります。このため、総合評価一般競争入札方式により行うこととしています。

次に、「(2) 事業者の選定方法と選定の体制」ですが、3ページのフロー図を、合わせてご覧ください。選定方法は、「(1) 入札参加資格審査」と「(2) 入札書類審査」により行います。この場合、「(1) 入札参加資格審査」は、市が行い、「(2) 入札書類審査」は、学識経験者等で構成する選定委員が、提案書の加点項目審査、及び価格評価点の算定を行い、総合評価点に基づき最優秀提案を選定し、市にその結果を報告、市は、選定委員会からの報告を受けて、落札者を決定します。

選定委員会の委員については、2ページのとおり6人の委員で構成し、奥野委員は、PFIの御専門であるとともに経済学の御専門でいらっしゃいます。鈴木委員は、建築の御専門、山本委員は、教育の御専門でございます。

4ページの「5. 入札書類審査」の、「(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）」をお願いいたします。最大600点とし、配点内訳は、「工事計画全般に関する事項」が60点、「設計業務に関する事項」が280点、「建設・工事監理業務に関する事項」が90点、「維持管理に関する事項」が90点、「入札者独自の提案に関する事項」が80点であり、小学校施設の重要性及び他の施設との複合化に鑑み、設計業務に重点を置いた配点となっています。その内訳につきましては、資料末尾になりますが、「別紙2 加点審査項目の評価基準」のとおりでございますので、後ほど、御確認をいただければと思います。

お戻りをいただきまして、5ページの「(4) 価格評価点の算定」をお願いいたします。最低の入札価格を提示した提案に、満点、400点を付与するもので、入札価格が高額になるほど評価点は低くなることから、相対的に、より低廉な価格を提示した業者ほど評価点が高くなる算定式となっています。落札者の決定につきましては、「(5) 優秀提案の算定」において、性能評価点と価格評価点を加算した点数を、総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定することとしています。

最後になりますが、ただいま申し上げました評価基準につきましては、選定委員会の審議を経て決定をされたものでございますので、よろしく願いいたします。説明は、以上のとおりです。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。質疑、ございませんか。

問（５）先ほどの続きを。

答（総務部） 先ほど委員からは、金融でありますとか法務、こういった専門家も加えたらどうかという御質問でございました。今回、奥野委員につきましてはPFIも含めまして、経済、こういったことが御専門でいらっしゃいます。また、財務の確認につきましては、のちほど、資料の5のところでも申し上げたいと思っておりましたけれども、参考までに資料5の22ページをご覧くださいと思います。第60条のところでもございますけれども、経営状況の確認ということは大変重要な事柄でございますので、毎事業期間中、毎事業年度の財務書類の作成をして、これを公認会計士または監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、市に報告をする。合わせまして第61条では、その財務状況の改善を勧告ができるということになっておりますので、財務につきましては、この部分で担保していきたいと考えております。

問（５） わかりました。PFIの専門家が入るということで、その部分は安心したいと思うんですけれども、やっぱり現場の、工事現場のことが分かるとか、実際に建築のことが分かる方がいるという理解と、本当にその入札を受ける、その説明を聞くときに、金目のプロがしっかりと精査というか、そこら辺を見るということも担保できるということで理解していいのか、安心していいのか、そこら辺をお聞かせください。

答（行政） 今、委員がおっしゃられたように心配なところ、当然、そちらを私どもでも考えて、こういった委員の方を選定させていただいたということで、御理解いただければと思います。

意（５） それでは、安心して任せるといえるのか、私たちはそこら辺タッチできないので、しっかりと公正公平にやっていただけることを期待しております。

委員長 ほかに。

問（３） 私も先ほどの続きになっちゃうんですけれども、５ページのところで性能評価点が最も高い者を落札者とすると書いてありまして、今ちょっと、ほかの委員からも指摘があったんですけれども、選定委員会の委員さんで、山本さん、それからここにみえる教育長さん、それから校長先生ということで、教育者の方が３人入っております。それで、設計業務に関する事項のところで、280 点の配点がありまして、47%と書いてありますけれども、実際にこの感じでいくと、性能評価が最も高いものと書いてあるので、例えばその学校だとか、そういった部分の評価点が仮にちょっと低いものであって、ほかが高くて、そういったときに小学校の機能としてというか、子供たちの目線に立ってしっかりと、この落札者というものを判断してもらえるのかどうかという部分、ちょっと聞きたいんですけれども。

答（行政） 当然、教育現場の部分、先ほどからもお話してございますように、これは、あくまでも小学校が基になってございます。そういったところを教育長さんであり、また、校長先生の視点からしっかりと見ていただいて、子供たちのためになるような、そういった提案を選定ができるような形になろうかと思っております。

委員長 ほかに。

問（７） 同じく５ページのことです少しお聞きしたいんですけれども、極端な言い方をすれば、落札者の決定のところで、総合評価点が同じ場合は、性能評価点が最も高い業者を落札者とすると書いてあるんですけれども、極端な言い方をすれば安かろう、悪かろう的にはならないのか。それとも、例えば２社なり３社なりで、それぞれこの委員さんの評価が、このＡ社に関してはこの部分がいい、Ｂ社に関してはこの部分がいい、Ｃ社に関してはこの部分がいいんだけど、総合的に判断するとＡならＡがいいと、このいい部分のＢ、Ｃのやつを今後、要するに中のその、事業者の落札者が多少なり取り上げていただけるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいんですけど。

答（行政） これは審査の過程の中でのお話になりますので、詳しくは申し上げることはできないんですけれども、当然、各委員の方のそれぞれの採点等もございまして、そういったところ、いろんな御意見を頂戴する中で、最終的

に決定されると思っています。

答（副市長） 私、選定委員の中の1人ということであります。すでに会議は3回ほど開いております。その中の話で、この今回の採点までは、そういう話は一切ないと思います。あるのは、要求水準よりも上回っておる項目が、その業者にどれだけあるかという視点で恐らくやっています。それでその後、落札が決まってからの話で、こういうことができないかというような話し合いは、これはできるだろうということで、私どもは確認をしております。ただし、全てのことを要求するという事は、非常に難しいんだろうとは思っています。

委員長 ほかに。

質疑なし。

委員長 ほかに質疑もないようですので、②落札者決定基準について、質疑を終了いたします。

③「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」について

委員長 当局より説明をお願いします。

説（総務部） 資料4の「基本協定書（案）」につきまして、御説明を申し上げます。1ページの第1条及び第2条をお願いいたします。基本協定書とは、事業者が落札者として決定されたことを確認し、市と事業予定者との間で、事業契約の締結に向けて、双方の準備行為の義務について、必要な事項を定めるものであります。基本協定書においては、その目的達成のため、第3条では第1項で、代表企業及び構成企業（以下「代表企業等」と申し上げます。）が、基本協定締結後、速やかに事業予定者を株式会社として設立しなければならないこととし、第2項では、出資比率等を定めております。

2ページの第5条では、代表企業等は、株式会社をして、本事業の実施に必要な業務を、代表企業等に委託し又は請け負わせることを定めております。第6条では第1項で、代表企業等は、平成29年1月下旬予定の基本協定締結後、

同年2月15日までに、市と事業予定者との間で、仮事業契約を締結することを定めています。

3ページをお願いいたします。第8条では第1項で、事業者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲で、準備行為を行うことができることとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならないことを定めています。

4ページをお願いします。第10条では、事由の如何を問わず、事業契約の不調により契約締結に至らなかった場合、市と事業者が事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとしています。なお、「基本協定書(案)」の詳細につきましては、締結の際、改めて御説明させていただければと考えています。

続きまして、資料5をお願いします。「仮契約書(案)」を1枚はねていただきますと、「事業契約約款(案)」がございます。その3ページをお願いします。第8条では、事業の実施にあたっての重要な期日を明示し、事業者がこれに従って事業を実施することとしています。4ページの「第4章 本施設の設計」については、第10条では、事業者は、契約関係書類に従って、自らの費用と責任で本施設を設計しなければならないこと、第12条では第7項で、事業者は、測量、地盤調査その他の関係する調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならないとしています。

そのほか、5ページの第14条では、事業者は、設計の進捗状況に関して、市の確認を受けつつ、設計を行う旨を規定しています。第15条では第1項は、市の求めによる設計変更について規定し、第4項は、事業者の求めによる設計変更を規定するとともに、第5項では、設計変更に係る追加的費用は、市の帰責事由による場合、不可抗力等による場合は、市が負担し、事業者の帰責事由による場合は、事業者が負担することとしています。また、第6項では、設計変更により費用が減少する場合は、合理的な範囲内で、費用の減少分をサービスの対価から減額することとしています。

7ページから8ページをお願いします。第20条では8ページの第6項をお願いします。事業者は、工事監理者に契約関係書類に従って、適切な工事監理を行

わせなければならないこと、第 22 条では、事業者は、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、市に提出しなければならないことを定めています。9 ページの第 24 条では、事業者は、騒音、交通渋滞等近隣の生活環境に与える影響を調査し、近隣対応・対策を実施しなければならないことを定めています。

10 ページの「第 2 節 工期の変更等」については、第 27 条では第 1 項で、市は、市の帰責事由のほか、不可抗力等により工期が変更され施設の引渡しが遅延した場合は、遅延に伴う追加費用を事業者に支払うこととしています。第 28 条では、市は必要があると認める場合は、建設・工事監理業務を一時中止させ、又は工期を変更することができることとし、一時中止に伴う増加費用を事業者に支払うこととしています。

11 ページの第 29 条から第 31 条までは、事業者及び市が行う施設の完成検査の方法及びその効果について、規定しています。12 ページの第 32 条では、事業者が、当該業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者の帰責事由によるものは、事業者が自らの責任及び費用で対処しなければならないこととしています。13 ページの第 37 条では第 1 項で、市は、市の帰責事由、不可抗力等により、施設の引渡しが遅延した場合は、増加費用を事業者に支払うこととし、第 2 項は、事業者の帰責事由により、施設の引渡しが遅延した場合は、増加費用を事業者が市に支払うこととしています。14 ページの第 40 条では、第 1 項では、市は、施設に瑕疵があるときは、事業者に対して瑕疵の修補又は損害賠償等を請求することができることとし、第 2 項では、これらの請求は引渡しから 2 年間とし、事業者の重大な過失等による場合には、10 年としています。このことは、従来型の公共工事と同じ考え方に立っております。15 ページの第 41 条では、事業者は、契約関係書類及び市の承諾を得て作成する維持管理業務仕様書に従って、自らの責任と費用において施設の維持管理を実施する義務を負う旨規定しています。

少し飛びまして、21 ページをお願いします。「第 7 章 サービスの対価の支払い」について、第 56 条では、市は、事業者が提供する、施設の設計、建設、維持管理等に対するサービスの対価として、別紙 4 に記載する「サービスの対価の支払方法」に従い、一定の金額を支払う旨を規定するとともに、第 57 条で

は、サービスの対価の改定方法について、規定をしています。

続きまして、関連上、40 ページをお願いいたします。「別紙4 サービスの対価の支払方法」について、「1 サービスの対価の構成」ですが、市が事業者
に支払うサービスの対価は、「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」、
「②維持管理業務のサービスの対価」から構成され、その内訳は、表2のとおり
となっております。

49 ページから 50 ページをお願いいたします。「別紙5 サービスの対価の改定方法」の、「1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定」では、
の一つ目、建設・工事監理業務のサービスの対価については、改定の基準とする
物価指数として、「学校（RC）：建設物価指数月報」を用い、第一期・第二期・
第三期の各工事の業務着工時期の同指数と比較して 1.5 パーセント以上の差が
生じた場合は、生じた差分について、サービスの対価の改定を行うこととして
います。このことは、従来型の公共工事と同じ考え方に立っています。「2 維
持管理業務のサービスの対価の改定」では、二点目は、改定の基準とする物
価指数として、毎年8月の「企業向けサービス価格指数：物価指標年報・日銀
調査統計局」を用い、前回改定年度の指数の平均値と比較し、又は累積で 3.0
パーセント以上変動している場合のみ、改定することとしています。

22 ページにお戻りをお願いいたします。「第8章 事業者の経営状況の報告等」
の第60条及び第61条では、市は、事業者が継続的なサービス提供が可能な財
務状況であることを確認するため、公認会計士等第三者による監査済みの財務
書類を提出させるなど、経営状況の報告を求める旨を規定しています。

23 ページの、「第9章 契約期間及び契約の終了」については、第62条及び
第63条の契約期間の満了による場合のほか、第64条は、事業者の帰責事由に
より市が契約を解除する場合、25 ページの第65条は、市の帰責事由により事
業者が契約を解除する場合、26 ページの第67条は、法令変更又は不可抗力等
による場合を定めています。

28 ページの「第10章 法令変更」については、第69条第3項では、「法令
変更が本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更、消費税等に関す
る法令変更の場合は、市が負担するものとする」とありますが、その趣旨は、

例えば、消防法の改正により当初は不要とされていた消防設備の設置が求められ、追加工事が生じた場合や、消費税率の変更による増加費用は市が負担するという趣旨であります。

29 ページの「第 11 章 公租公課」については、第 70 条では、「本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする」とは、例えば、法人税率の変更等事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、「事業者の負担とする」との趣旨であります。

30 ページをお願いいたします。「第 12 章 不可抗力」については、第 71 条では、不可抗力発生時の手続等について、第 72 条では、不可抗力による損害等の分担について、同条第 3 項第 1 号では、サービスの対価のうち、調査・設計、建設工事、工事監理費相当額の 100 分の 1 までは事業者負担、残額は市負担とし、第 2 号では、維持管理業務相当額の 100 分の 1 までは事業者負担、残額は市の負担とするものです。なお、このことは、従来型の公共事業における標準請負契約約款及び当市の工事請負契約約款と同じ考え方に立っています。また、保険金等の額が事業者の負担する額を超えるときは、当該超過額は市が負担すべき金額から控除されることとなります。

保険に関連いたしまして、39 ページをお願いいたします。「別紙 3 建設及び維持管理業務期間中の保険」について、事業者は、建設期間中、表 1 に記載する保険に加入等しなければならないこととしており、このことは、先行事例でも通例となっております。なお、「事業契約書」の詳細につきましては、平成 29 年 3 月の契約議決の際に、改めて御説明させていただきたいと考えております。説明は、以上です。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（2） ちょっと質問させていただきます。本当の質問の前に、用語の確認だけさせてください。まず、初めにこの事業は、公共工事になりますか。民間工事になりますか。

答（行政） 当然、公共工事の考え方でございます。

問（2） 資料 1 から資料 5 まで、冒頭のところに事業者という言葉があります。この事業者というのは、基本的にみんな同じ意味にとって、あるいは同じ

会社ということで、とっていいですか。

答（行政） 事業者、資料1から資料5まで。資料1から2の部分は、入札書、要求水準になりますので、当然、参加表明されてくる事業者さんということにはなりますけれども、実際、この資料の4・5になってまいりますと、その落札者が決定されたあとの形になりますので、意味合い的はその事業者という形では捉えてはいるんですけれども、前段の部分は参加されてくる事業者さん方で、後段の部分は落札者とされて、決定された事業者さんという形です。

問（2） じゃあ、その後段の部分の事業者という位置づけなんですけれども、その事業者というのは、この工事全体を実施する上での発注者になりますか、元請人になりますか、下請人になりますか。あるいは別の立場になりますか。

答（行政） これは当然、SPC を、特別目的会社を設立していただくことになりますので、その事業者になります。

問（2） ちょっと法律に私、疎いところがあるんで、別のことを言っていたら「ごめんなさい」なんですけれども、いわゆる元請・下請とかという、そういう位置づけではないですか。

答（行政） 工事自体は、そのSPCさんから発注をされますので、市と事業者とはこういう契約をするんですけれども、事業者さんで建設工事だとか、当然SPCを組む構成団体、構成企業さんでもあろうかと思えますけれども、そういったところに発注をしていただく、また、維持管理業務についてもそういった業務を発注していただくという形になります。

問（2） それで資料5の第19条、7ページ。第19条が、ちょっといいのかなというのがあるんですけれども、事業者はこんなことが書いてあって、「本施設の建設・工事監理業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。」と書いてあるんですけれども、建設業法の第22条によると、全部を請け負わせるということは一括下請という表現になるんですけれども、これは公共工事の場合は、一括下請というのは、全て禁止されています。であるので、さっき、元請人ですか、下請人ですかと、言葉をちょっと確認しているのもあるんですけれども、その全部を請け負わせることができるということになると、これは建設業法違反になりませんか。

答（総務部） 今回、特別目的会社という株式会社を設立いたします。その特別目的会社は、出資者の出資によって設立される会社でありますので、設計業者であるとか、建設業者であるとか、維持管理業者が、その特別目的会社になるということは、必ずしもないとすると、その特別目的会社から業務がやれるところに業務を、全部を請け負わせるということはありませんので、そういった趣旨でこの第 19 条は構成をされております。

問（2） その辺しっかり、裏を取っておられたらいいんですけど、昨今その建設業法というのは、非常に厳しくチェックされております。例えば、具体的にいうと、昨年の横浜で起こったマンションが傾いたというやつは、完全に建設業法上における監理技術者の監理業務違反、監理業務の怠慢だとなってますんで、この建設業法には十分、気をつけていただきたいと思います。それから、続いて第 20 条になりますけど、頭に「本施設の工事監理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。」とありますけど、この工事監理業務というのは、その資料 2 にもきちんと記載されておりますけど、8 ページに移っていただきますと、その一番上に、「事業者は、適切な工事監理者を設置して」云々ということを書いていますけど、この工事監理者というのは、建設業法上における監理技術者とは、また別の位置づけなんではしょうか。

答（行政 主幹） 工事監理者につきましては、建築士法、建設業法で定める工事監理者となります。

問（2） じゃあ工事監理者という人がいて、なおかつ、建設業法上では監理技術者という人も置いて、それで双方から資料を出してもらって、ちゃんとチェックして、工事の進行を確認するという、そういうことでございますか。

答（行政 主幹） おっしゃられるとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（14） その他というようなところで、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、これで請負業者と契約したあと、学校との子供たちの登下校、あるいは授業中の安全というのは、非常に危惧されるわけですけども、この契約内容の中に、この子供の安全というところの部分は、契約内容に織り込まれるのか、あるいは学校としての対応としても、事業者との安全対策をどのよう

に考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（総務部） まず、建設期間中の安全につきましては、この要求水準の中にしっかりうたってございます。そのほか維持管理期間中の警備につきましても、機械警備その他について、これは維持管理業務の中で規定がしてございますので、そういった中で子供の安全面についても、配慮はされていくものと考えております。

問（14） 工事が進んでいきますと子供たちというのは、重機があったり、いろんなものがあって、興味津々でいろんなところから侵入したり、遊び心が旺盛な時期でありますので、特に請負業者と学校側との協議をしっかりと行って、授業中、登下校の安全確保というのは、重要課題だと僕は思っておりますので、そこら辺しっかり話し合いの上で、安全対策をお願いしたいと思います。

もう一つ、ここで言っているのかわかりませんが、多分、校庭が使えるということを知っておりますが、それでよろしいかどうか、もし校庭開放ということで土曜・日曜にサッカー、少年野球、その他いろんな行事があったときの安全対策というのは、どのように考えておられるのか、この要求水準の中に入っているのか、いやこれは請負業者との話し合いの中でそれを決めていきますということなのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

答（行政） 今回、要求水準書の中では、そこまで具体的な部分というのは盛り込まれてはいないんですけれども、例えば、そのグラウンドを、こちらは現場事務所だとかそういったものは、グラウンドでということはあまり想定していないんですけれども、例えば、民間事業者さんから提案の中で一時的に事務所として貸してほしいですとか、そういったようなものは、そのあとの協議にはなろうかと思うんですけれども、こちらとしてはグラウンドはあまり狭めるようなことはしてほしくないという思いがございますので、そういったところは注視していきたいんですけれども、ただあと、もう一つ、現場の資材の持ち込みといったところは、当然、今の南校舎の、その南側に校舎が建設されるということは想定されますので、そういった際に、一時的にその資材の保管という形でということは想定されるかと思っておりますけれども、そういったときは当然、

事業者さんと市で協議をする中で、子供さんの安全、そういったものを十分、確保する中で工事を進めていっていただきたいということのお話はさせていただきます。

意（14） これも一つ要望ですけれども、広く校庭をサッカー、少年野球とか使っておりますので、文化スポーツグループの中かとは思いますが、その利用者さんに対して、十分、事前説明をしていただいて、今後どのような校庭の利用方法が変わりますというようなことを、事前説明等していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

質疑なし。

委員長 ほかに質疑もないようですので、③基本協定書（案）及び 事業契約書（案）について、質疑を終了します。

2 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

3 審査事項

委員長 本日、審査事項はありません。

4 その他

委員長 私から、きょうお手元に配布させていただきました資料、これは議場の部分の机、椅子等を決めさせていただいた報告ということで、これは6月29日、全員協議会終了後に議長及び副議長、それから公共施設あり方検討特別委員会の委員長、私と副委員長のもとに業者より説明がありました。A案・B案と

いうことでお手元に配布されていると思います。それで、業者のお勧めということもありまして、A 案で決めさせていただきましたので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、その他として、ほかに皆さんの方で、何かあればお願いいたします。

問（１） 先ほどの中で1番のところでも聞かせてもらったんですけども、運営について何ですか、ここで聞いたほうがいいのか、福祉文教委員会で聞いたほうがいいのか、どちらでしょうか、確認だけ。

答（総務部） 要求水準の中には、運営面は入っていませんが、運営のお話が複合施設のあり方について、公共施設あり方検討特別委員会の中で審議されるのがふさわしい、そういった関連する内容であれば、全般的なことであれば、この中で御質問はお受けしたいと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし。

委員長 なければ市長。

市長挨拶。

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時18分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長

閉会後の、要求水準書に係る質疑提出の取り決めについて

意（13） 議会からの質疑は受け付けないの、これに関しての質疑は。さっきも言ったじゃない。業者のところの質疑は受け付けるんでしょう。議会からの受け付けるんですか、受け付けないんですか。

答（総務部） 要求水準に対する質疑応答というのは、基本的に業者さんからいただくものとなります。それは、要は要求水準（案）だけでは固まらない部分は、やりとりしながら不明確な部分の疑義を少しでもなくして行って、それがより要求水準の質を高めたりということとか、明らかなこちらの不備があれば、逆に質問してもらうことによって、その不備を訂正するというための質疑応答になります。ただ、議員さんをはじめ、質問は寄せられることがありますので、寄せていただくことを拒否するものではありません。

意（局長） それなら、議員に説明してくれるかという話、要は。業者さんからこういう質問が出てきて、こういう回答したということ。

答（総務部） 質問に対する回答は、ホームページで公表していきます。その際、公表する都度、委員会の開催が必要だということであれば、そのようにさせていただきますし、または、ある程度まとまった段階でよいということであれば、そのようにさせていただきたいと思いますので、そこは委員長さんと御相談しながら進めてまいりたいと思います。

委員長 13番委員、それでいいですか。

意（13） よくわからない。だったら、質問を受けるという意味ですか、説明会で。

委員長 きょうの質疑以外で、議員からの質疑があった場合は、受けるかどうかということですか。

意（13） いいやそれを、議会として取りまとめてやるかどうかという話。だから、当局の問題じゃないんで、うちの問題なんです。ホームページで受け付けるわけでしょう。

答（総務部） はい。

意（13） ということは、個人で個別に聞くことはできるわけじゃない。

答（総務部） はい。

意（13） そうじゃなくて、前は、議会で全部受け付けて、この日までに出したのに関しては議会で取りまとめたものを、また我々に回答を付けて返してもらったということをやったから、同じようなことをやるのかなと思って、そこで聞いたの。

答（副市長） きょう説明した内容の中で、今からまた持ち帰られてみると、疑義が生じる場合があるんでということなんですよね。で、それを議会として取りまとめられるのか・・・。

意（13） 要はさっき、総務部長が言われたみたいに、要求水準に議会とか議員がこうせよ、ああせよというもんじゃないですね、こんなものは。だけど我々は、どういう意味で書かれていることなのかとか、何を求めているのかということをも市民に聞かれたときに答えなきゃいけないから、そういうレベルの中で、もし質問することがあるんだったら、議会として取りまとめてやるのか、個別に聞くのかという話を聞いたんです。

答（総務部） 各議員の皆様は、同じ情報をお答えしたほうがよろしいと思いますので、取りまとめていただければ回答は、同じ回答が皆さんにできますので、そうでどうかと当局側としては考えますが、議会で今一度おまとめいただければと思います。

答（副市長） 同趣旨の質問が固まることがあるので、一旦まとめていただけると。

答（局長） すいません、私も過去のことを承知していなかったものですからあれなんですけれども、一度、庁舎のときの手続きを確認して、改めて議員の皆様方には、そのときにこういう形でやったので、今回もそういう形でやらせていただきますというものを、文書なりで連絡させていただきますので、それでよろしいでしょうか。

「いいです。」と発声するものあり。

意（13） 要は、当局の負担にならないレベルの中でスケジューリングと、次

の公共施設あり方検討特別委員会のスケジュールリングとの絡みの中で期限を見つけてもらえばいいと思いますけれども。

答（局長） はい。では一度、庁舎のときの事例を調べまして、改めて議員の皆様方には、御連絡をさせていただきます。

以上。